

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレートガバナンスに関し、企業価値の創造のため、変動する社会・経済環境に対応した迅速な経営思想の決定と経営の健全性の向上のための経営体制の構築に取り組んでおります。また法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識し、実践していくことが必要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則 1 - 2)

株主総会での議決権の電子行使は可能としておりますが、現在当社の海外投資家の比率が極めて低いため、招集通知の英訳は行っておりません。今後海外投資家の比率等の推移を考慮しながら引き続き検討してまいります。

(補充原則 1 - 2)

当社では、機関投資家の実質株主が名義株主に代わって株主総会で議決権を行使することは認めておりません。今後は実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ検討してまいります。

(原則 1 - 4)

当社は、取引先との関係等の円滑化により、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合は政策保有株式の保有を検討いたします。保有株式の買い増しや処分を含む株式所有の要否は、当社の企業価値の向上に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で担当取締役による検証を適宜行い、取締役の出席する執行役員会議において個別銘柄毎に保有目的及び合理性について中長期的な視点から精査し、年1回、保有の適否を検証しており、その結果を取締役に諮ることとしております。

その議決権行使につきましては、具体的な基準の策定・開示及び基準に沿った対応を検討してまいります。

(補充原則 3 - 1)

現在、英文での情報開示は、当社ホームページに於いて会社概要を掲載しておりますが、海外投資家の比率が極めて低いため、その他の情報については英文での情報開示は行っておりません。今後海外投資家の比率等の推移を考慮しながら検討してまいります。

(補充原則 4 - 1)

当社は、中期経営計画の定量的な目標については公表しておりませんが、執行役員会議においてその進捗状況の確認・分析を行っており、必要に応じて目標等の見直しを行っております。定量的な目標の公表につきましては、今後公表時期も含め検討してまいります。

(補充原則 4 - 1)

当社は、取締役会で後継者の計画に関する計画を明確には定めておりませんが、人格・識見・実績等を勘案し適当な後継者と認められる者の中から取締役会で選任することとしております。

(補充原則 4 - 2)

現在、中長期的な業績と連動する自社株報酬制度は導入しておりません。今後については持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度の導入について検討してまいります。

(補充原則 4 - 10)

取締役の選任・後継者計画・報酬などの検討にあたり、現在は独立社外取締役の関与・助言を得ていませんが、独立社外取締役による社外役員会より適切な関与・助言を得ることを検討してまいります。

(補充原則 4 - 11)

取締役会において活発な審議と迅速な意思決定がなされ、最も効果的かつ効率的に取締役会が機能するという観点から、定款において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を5名以内、監査等委員である取締役の員数を4名以内と定めております。取締役候補者については、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスを勘案したうえで選定しておりますが、今後スキル・マトリックスの作成などにより、取締役選任の方針・手続きの開示を検討してまいります。

(補充原則 4 - 11)

取締役会全体の実効性を高めるため、各取締役に取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、取締役会にその結果を報告し共有するとともに課題の確認を行っております。今後、アンケートの分析・評価手法及び結果の概要の公表プロセスについて検討してまいります。

(原則 5 - 2)

策定している中期計画では、売上高、売上総利益、営業利益、自己資本当期純利益率(ROE)等の目標値を設定しており、その実現のための営業活動計画、生産活動計画、設備投資計画、開発計画、人的資本への投資計画等を進めており、早期に公表すべく検討しております。

(補充原則 5 - 2)

当社では、現在経営戦略等の公表について検討中ですが、公表の際には事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況について分かりやすくお示しします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として開示し、以下の当社ホームページに掲載しております。

https://www.kurogane-kks.co.jp/corporate/co_governance/

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-------------|----------|-------|
| ワイ・ケイ株式会社 | 148,000 | 7.97 |
| エイ・シイ工業株式会社 | 139,400 | 7.50 |
| くろがね取引先持株会 | 111,196 | 5.99 |
| くろがね従業員持株会 | 73,246 | 3.94 |
| 住友生命保険相互会社 | 63,400 | 3.41 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 56,900 | 3.06 |
| 神足尚孝 | 47,923 | 2.58 |
| ワイ・テイ工業株式会社 | 27,300 | 1.47 |
| 株式会社スチールテック | 20,400 | 1.10 |
| 岡本秀昭 | 20,000 | 1.08 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 スタンダード |
| 決算期 | 11月 |
| 業種 | その他製品 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 9名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 6名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 岩寄理致 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |
| 太田克実 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | |
| 中磯亜由美 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|-------|------|--------------|-------|
|----|-------|------|--------------|-------|

| | | | | |
|-------|--|--|--|--|
| 岩寄理致 | | | | <p>税理士としての専門知識・経験等から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見をいただいております、この実績から引き続きその経験と実績を活かしていただくため、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、社外独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、一般株主保護の機能が期待できるため独立役員に指定するものです。</p> |
| 太田克実 | | | | <p>税理士として税務・会計に精通しており、今までの当社社外監査役としての経験を引き続き活かせるものと期待して、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、社外独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、一般株主保護の機能が期待できるため独立役員に指定するものです。</p> |
| 中磯亜由美 | | | | <p>公認会計士として会計に精通しており、今までの当社社外監査役としての経験を引き続き活かせるものと期待して、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、社外独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、一般株主保護の機能が期待できるため独立役員に指定するものです。</p> |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 4 | 1 | 1 | 3 | 社内取締役 |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき使用人等は設けておりませんが、監査等委員である取締役が必要とした場合、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を置くものとします。なお、使用人の任命、異動等は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとします。

監査等委員でない取締役は監査等委員である取締役を補助する使用人に対しては、監査等委員である取締役の補助業務に関し指揮命令を行わないものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は三様監査として定期的な情報交換を実施し、相互の連携を深め効果的かつ効率的な監査の実施をしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

| | |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 3名 |
|---------|----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|---------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |
|---------------------------|---------|

該当項目に関する補足説明

今後当社といたしましても、業績向上に対する当社取締役の意欲と士気をより一層高め、当社取締役と株主様の利益を密接に関連付けることを目的とした、取締役へのインセンティブ付与に関する施策の採用について検討を行ってまいります。

| | |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 | |
|-----------------|--|

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明 更新

第106期
取締役(監査等委員を除く)に支払った報酬 26百万円(支給人数3名)
取締役(監査等委員)に支払った報酬 14百万円(支給人数4名)
監査役に支払った報酬 3百万円(支給人数3名)

| | |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬限度額(使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まず)
取締役(監査等委員である取締役を除く。):年額150百万円
監査等委員である取締役 :年額 40百万円

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対して、総務部より事前に取締役会の審議事項に関する資料の送付を行うとともに、必要に応じて事前説明を行うなど情報提供を実施しております。また、スケジュール等の連絡・調整なども総務部を窓口として行っております。さらに、内部監査部門が監査等委員である取締役のサポートをしており、必要に応じて情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を実現するため、2025年2月27日開催の第105期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。また、業務執行の迅速化及び経営責任体制の明確化を図るため、執行役員制度によるコーポレート・ガバナンス体制を採り、執行役員5名(提出日現在)を選任し、経営の意思決定・監督機能(取締役会)と業務執行機能(執行役員会議)を明確に分離しております。

(1) 取締役会は提出日現在において取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名、監査等委員である取締役4名の取締役6名(うち3名を社外取締役)で構成しており、取締役会は、代表取締役社長田中成典を議長として、原則月1回開催し、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策を迅速に行うとともに、相互の経営監視をしております。また、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任するとともに、監査等委員会設置会社への移行とあわせて執行役員制度の見直しを行うことで、業務執行と監督機能の分離をより推進し、さらなる意思決定及び業務執行の迅速化を図っております。

(2) 監査等委員会は提出日現在において4名(うち3名を社外取締役)で構成しております。常勤の監査等委員を設置することで必要な情報の収集力強化を行うなど監査の実効性向上を図っております。監査等委員会は、常勤監査等委員大和資郎を議長として、原則月1回開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤の監査等委員は執行役員会議などの重要な会議にも出席し、監査等委員会等を通じて監査等委員間での情報共有を図っており、経営に対する監視の強化に努めております。また、内部監査部門から報告を受けるとともに必要に応じて指示を行うなど連携を強化し、監査等委員会の機能強化も図っております。

(3) 執行役員会議は、社長執行役員田中成典を議長として、執行役員、部門長、常勤の監査等委員等の出席のもと、取締役会において決定された事項の周知、各事業部門の業績の進捗状況および予測、ならびにその他業務執行に関連する事項についての検討および決議を行う体制とし、原則月1回開催しております。

(4) 取締役会並びに監査等委員会及び執行役員会議のほか、内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、幅広く内部監査を実施し、監査等委員会及び会計監査人とも連携しながら内部統制の実効性が確保できるよう努めております。

(5) 会計監査人は監査法人やまぶきを選任し、監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

(6) 当社の第106期会計監査業務を執行した会計監査人は以下の通りであります。
所属: 監査法人やまぶき江口二郎(継続監査年数4年)、藤木真喜(継続監査年数1年)

(7) 顧問弁護士には法律上の判断を必要とする場合に適宜アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定の更なる迅速化を実現するため、2025年2月27日開催の第105期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

移行の目的は以下のとおりであります。

(1) 経営の透明性の向上

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待にのり的確に応える体制の構築を目指します。

(2) 意思決定の迅速化

取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図ります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者
自身による
説明の有
無

| | |
|------------------|---|
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページに掲載している情報は次の通りであります。 決算短信、四半期決算短信、及びIRニュースリリース |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 担当役員:取締役経営管理本部長 森 吉武 IR 事務連絡担当者:経営管理本部総務部長 坪田 善紀 |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---------------------------|---|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 当社は、「人と環境にやさしい空間創造」を経営理念として、企業価値の向上に努めております。 社会貢献や地球環境との共存への取組みについて、具体的な活動方針や施策を策定する基本方針として2024年4月1日に「くろがねCSRポリシー」を策定し公表しております。 また環境方針(基本理念と7項目の基本方針)を定め、商品の設計、製造から流通、使用、廃棄、リサイクルまで、どの過程においても地球環境に配慮した取組みを行っています。 当社の津工場ではISO14001・ISO9001を認証取得しております。 環境対応への取組みは当社ホームページで公開しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社は個人情報保護方針を定め、個人情報を含めた情報セキュリティの徹底をはかり、平成18年12月19日に財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークの認証を受け、当社が保有する情報資産については適切な安全対策を実施しています。 当社のプライバシーポリシーの公開並びにお問合せはホームページで行っております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役会による経営の意思決定および業務執行の監督機能強化のために、執行役員会議制度を制定し、執行役員会議は取締役会において決定された事項の周知、各事業部門の業績の進捗状況および予測、ならびにその他業務執行に関連する事項についての検討および決議を行う体制とし、経営の意思決定・監督機能(取締役会)と業務執行機能(執行役員会議)を明確に分離する。

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を当社および当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、チーフコンプライアンスオフィサー(CCO)の指揮の下、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然たる態度で対応することを基本方針とする。不当要求に対する統括部署を総務部門とし、情報収集や外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

取締役社長直轄の監査室を設置し、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取締役会および監査等委員会に報告をするものとする。法令上疑義のある行為等について取締役および使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を構築し、運営する。

監査等委員は、「監査等委員会規則」および「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危機に関する規程その他の体制

経営リスク(コンプライアンス、環境、災害、品質、情報管理等に係るリスク)については、当社および当社グループのそれぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は総務部門が行うものとする。新たに生じたリスクにつきましては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、執行役員会議においてその具体的な対応を推進する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度、組織規程・職務分掌規程等の社内規則の整備、執行役員会議等での審議・報告により経営の意思決定と執行の分離、経営効率の向上、意思決定の迅速化を図る。

当社は、子会社に対し、子会社の事業内容、規模等を考慮の上、当社の職務分掌、指揮命令系統および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループの事業に関して企業集団の適正を確保するため、親会社より派遣した取締役・監査役により、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制と、当社および当社グループにおける内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて指導・援助を行う。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動等は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員でない取締役は監査等委員会を補助する使用人に対しては、監査等委員会の補助業務に関し指揮命令を行わない。

